

議案第53号

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 略</p> <p>2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の用に供する施設以外の施設をいう。</p> <p>3 略</p>	略	<p>(災害派遣手当)</p> <p>第11条の10 略</p> <p>2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業</u>の用に供する施設以外の施設をいう。</p> <p>3 略</p>	略
略			
略			

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例（昭和33年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(収容定員)

第5条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合を超えて客を収容してはならない。

(1) 旅館・ホテル営業及び下宿営業

客室の有効面積3平方メートルについて 1人

(2) 略

2 略

(収容定員)

第5条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合をこえて客を収容してはならない。

(1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業

客室の有効面積3平方メートルについて 1人

(2) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る手数料の徴収)

2 旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項に規定する許可の申請については、1件につき22,000円の手数料を徴収する。

3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、鳥取県旅館業法施行条例第8条第1号の手数料は徴収しない。